

熊本県公報

号外 第 14 号
平成 15 年 3 月 31 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

訓 令	
○熊本県公共関与推進室設置規程	(人 事 課) 1
○熊本県庁処務規程に定める専決事項の特例に関する規程	(") 1
○熊本県川辺川ダム総合対策等の推進に係る理事の設置及び専決の特例等に関する規程	(") 53

訓 令

熊本県訓令第 34 号

本庁各部課 (総室・室)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県公共関与推進室設置規程を次のように定める。
平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公共関与推進室設置規程
(設置)

第 1 条 公共の関与による産業廃棄物処理施設の整備を推進するため、環境生活部廃棄物対策課に公共関与推進室 (以下「室」という。) を置く。

(分掌事務)

第 2 条 室は、公共の関与による産業廃棄物処理施設の整備の推進に関する事務を分掌する。

(職員)

第 3 条 室に、室長及び必要な職員を置く。

2 室に、主幹及び参事を置くことができる。

(職務)

第 4 条 室長は、環境生活部廃棄物対策課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

2 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(専決及び代決)

第 5 条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程 (昭和 36 年熊本県訓令第 29 号) 第 8 条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、廃棄物対策課長が専決する。

2 前項の課長専決事項について、廃棄物対策課長が不在のときは、室長が代決することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ廃棄物対策課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

(庶務)

第 6 条 室の庶務は、環境生活部廃棄物対策課において行う。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 35 号

本庁各部課 (総室・室)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程に定める専決事項の特例に関する規程を次のように定める。
平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県庁処務規程に定める専決事項の特例に関する規程
(趣旨)

第 1 条 この規程は、熊本県庁処務規程 (昭和 36 年熊本県訓令第 29 号。以下「県庁処務規程」という。) 第 8 条に規定する共通専決事項及び県庁処務規程第 9 条に規定する